

「感染症と差別」

講師： 徳田 靖之さん（弁護士）
「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟
西日本弁護士共同代表
ハンセン病市民学会共同代表、
薬害エイズ九州訴訟共同代表

日時：2023年2月4日 14:00～17:00

場所：大阪梅田・サクラファミリア 大聖堂
参加費：無料（どなたでもどうぞお越しください）

隔離政策を違憲と断じ、ハンセン病元患者が「人間回復への第一歩」と涙した歴史的な2001年の熊本地裁判決。その国家賠償請求訴訟で、西日本弁護士共同代表を務めた徳田靖之弁護士は「当事者が人間の尊厳を取り戻した」と、また元患者らの被害回復は道半ばにあると指摘。コロナ禍に感染症と差別の問題が顕在化する中、「ハンセン病問題の教訓を絶えず意識すべきだ」と強調される徳田弁護士をお迎えしてお話頂きます。是非、ご参加下さい。



主催：カトリック大阪教会管区部落差別人権活動センター
共催：日本カトリック部落差別人権委員会
連絡先：カトリック大阪教会管区部落差別人権活動センター

☎ 075-366-6609 📠 075-366-6679

E-mail bukatu@kyouto.catholic.jp

(月・火・木 10:00～17:00)